

委 託 契 約 書（見本）

福岡県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは九州国立博物館広報誌「季刊情報誌アジアージュ」制作及び印刷業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別紙の仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

第2条 この契約についての必要な細目は、福岡県財務規則によるものとする。

第3条 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第4条 委託業務の委託料は、金●●●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●●●円）とし、一回発行あたりの支払い金額は●●●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●●●円）とする。

2 乙は、前項の委託料の支払いを、発行の都度、甲に請求することができる。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

3 甲は、前項の規定による適正な支払いの請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

第5条 広告の掲載料は金220,000円とし、1回あたりの納入金額は、55,000円とする。乙は、甲が発行する納入通知書により、各回の掲載料を、甲が指定する納入期限までに納入するものとする。

第6条 契約保証金は、福岡県財務規則第170号各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

第8条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

第9条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第10条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条 甲は、乙がその責めに帰する理由により、納入日までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金は、発行日の翌日から起算し、遅延日数に応じて1年につき、契約金額の2.5パーセントに相当する金額とする。

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、乙がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、乙の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を甲に提出しなければならない。

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- 二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
- 三 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 第12条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第12条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

3 前二項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

第17条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつて

も、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

第18条 前三条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第20条 乙は、第9条の規定による業務内容の変更等により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第22条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第23条 この契約の締結および履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

第24条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通を作成し、甲・乙各自1通を所持するものとする。

令和5年●月●日

発注者 福岡県
甲 代表者
福岡県立アジア文化交流センター所長

請負者
乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（安全確保の措置）

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（持出しの禁止）

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（利用及び提供の制限）

- 第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への研修）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（事故報告）

第12 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

（調査）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

（指示及び報告）

第14 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（取扱記録の作成）

第15 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

（運搬）

第16 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。